

妊娠から出産までの助成について

～役場住民福祉課までお届けください～



※妊娠届出のときに必要なもの※

- 妊娠届出書
- 妊婦さんの健康保険証
- 本人確認書類（写真つきのもの）
- 通帳

●妊婦健康診査費助成事業

妊娠届出時

妊婦健診の時に使用できる妊婦健康診査受診票を14回分まとめて交付します。
（◆産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票・1か月児健康診査受診票を同時に交付しますので、出産後まで保管してください。）

また、受診票以外に自己負担された分について1万円を上限（受診票が残っている場合は1万円＋残りの受診票の金額が上限となります）として助成しますので、出産後の申請時まで領収書及び使用していない受診票を保管しておいてください。

※ 県外で里帰り出産をするなど、妊婦健康診査や産婦健康診査を県外で受診される場合は、事前に住民福祉課（電話0738-65-0201）保健師までご相談ください。

※ 妊娠届出後に氏名や住所などを変更された場合は、受診票を変更しますので、お手元の受診票をお持ちのうえ住民福祉課までお越しください。

出産後

受診票とともにお渡ししている「妊婦健康診査費支払証明書」に医療機関等で証明してもらってください。※文書料が必要な可能性がありますので、医療機関等にご確認ください。



- ※申請に必要なもの※ 《申請期限：妊娠届出日の翌年度の年度末まで》
- 妊婦健康診査助成申請書（妊娠届出時等にお渡ししています）
 - 認め印
 - 通帳
 - 領収書
 - 妊婦健康診査費支払証明書（妊婦健康診査を受けた医療機関等で証明済のもの）
 - 未使用の妊婦健康診査受診票（残っている場合）

★妊産婦医療費支給事業

妊娠届出時

妊娠届出日（妊娠届出後に転入された方は転入日）から出産日までの間に保険診療を受け、支払った医療費の自己負担分を出産後に支給します。（整形外科等、対象とならないものもあります。）

妊娠届出時に受給資格登録申請をしていただきますので、出産後の支給申請時まで領収書を保管しておいてください。

出産後

- ※申請に必要なもの※
- 妊産婦医療費支給申請書（役場で用意しています）
 - 認め印
 - 通帳
 - 領収書

出産後

◆産婦健康診査費助成事業・1か月児健康診査助成事業

産後2週間の健診時に1回、1か月前後の健診時に1回（どちらも5千円まで）の計2回ご利用いただける「産婦健康診査受診票」と赤ちゃんの1か月児健診時に1回ご利用いただける「1か月児健康診査受診票」を妊婦健康診査受診票と共に発行しますので、健診時にご利用ください。

◆新生児聴覚検査助成事業

新生児聴覚検査の初回検査時に1回、初回検査にて「リファア（要再検）」となった場合、確認検査に1回（どちらも7千円まで）ご利用いただける「新生児聴覚検査受診票」を妊婦健康診査受診票と共に発行していますので、検査時にご利用ください。

（県外の医療機関等で産婦健康診査・1か月児健康診査・新生児聴覚検査をご希望の場合は全額自己負担していただき、後日払い戻しの手続きをしてください。）



※申請に必要なもの※

《申請期限：妊娠届出日の翌年度の年度末まで》

（県外医療機関等で産婦健診・1か月児健診・新生児聴覚検査を受けられた場合に申請が必要です）

○産婦健康診査費助成申請書兼請求書・1か月児健康診査助成申請書兼請求書・
新生児聴覚検査申請兼請求書（役場で用意しています）

○認め印

○通帳

○領収書

○産婦健康診査受診票・1か月児健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票

（結果等の記載済みのもの。医療機関等から住民福祉課に送付していただきます。）



赤ちゃん訪問について

生後2か月になる前に体重測定や予防接種の説明に保健師がお家に訪問に伺います。

産後はホルモンの関係でお母さんの気持ちがしんどくなる時期です。生後2か月頃の訪問より前に、困ったことやしんどいことがあれば早めに訪問に行くこともできます。電話での相談も随時行っています。
どんなささいなことでもいいので、お気軽にご相談ください。

